

一、鉄鍋両口

一、雨傘一把

一、竹笠一個

以上、共計六件

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光五年（一八二五）八月初三日

注（1）山南府 中山・北山（山北）・南山（山南）と沖縄本島を三分した際の名称の一つ。ほぼ沖縄本島南部地域。

（2）喜屋武郡 喜屋武間切。現在の糸満市喜屋武。本冊では「喜屋武県」ともある。

（3）憲令 上司の命令。指令。

（4）盛京奉天府南金州 盛京奉天府南に位置する金県、現在の遼寧省大連市金州区のことか。

（5）眷庇 情けをかける。加護。

（6）笠利郡須野村 現在の鹿児島県奄美市笠利町大字須野。

（7）黄聖巾 奄美大島の笠利に漂着した人物について、底本では「黄聖巾」、『続編』では「黄勝巾」などとなり、以降の巻でも両名称が混用される。本冊ではそれぞれ校訂本に従い表記する。

（8）朝鮮国全羅道海南州濟州島 全羅道は李氏朝鮮の行政区画である朝鮮八道の一つ。朝鮮半島西南部、現在の韓国の全羅北道・全羅南道・濟州・光州を含む広域地名で、現在の濟州島のこと。

（9）太丁 底本では「太丁」とあるが、他の文書では「太静」「太静」などともあり、混用されている。本冊ではそれぞれ校訂本に従い表記する。

（10）天庇 天の庇護。

（11）蟻命 命。「蟻」は人民が地方官などに対して用いる自称。蟻等、蟻民などと用いる。「蟻命を全うする」は命が助かる、の意。

（12）孫光裕 乾隆四十六（一七八一）一八五三。久米村系孫氏（大嶺家）六世。大嶺親方。嘉慶十一年通事、二十二年都通事、道光七年中議大夫、十五年正議大夫、十八年紫金大夫に陞り、里之子籍となる。嘉慶八年読書習礼のため閩に赴き、十一年帰国。嘉慶十四年護送船の総官（管船夥長）、道光五年護送船の大通事、十二年進貢の朝京都通事、十六年進貢の副使正議大夫を務めた。道光十六年越來県名嘉山の名嶋を授かり、最終的に二十五年小祿間切大嶺地頭職を授かった（『家譜（二）』四四〇頁）。

（13）火石包 火打ち石のことか。

2-140-17

国王尚灝の、中国の難民洪振利・朝鮮の難民黄聖巾（黄勝巾）等の護送のため、都通事孫光裕等に付した執照

（道光五《一八二五》、八、三）

琉球国中山王尚（灝）、護照を給発し以て閩津の憑とし以て難人を送らんが事の為にす。

照得したるに、道光五年四月初九日、福建省泉州府同安縣難人船戸洪振利等、共に三十八名有り。憲令を恭奉し、船一隻に駕して、台湾府に到り、糧米を装載し、直隸省天津府に到りて交納し明白す。盛京奉天府南金州に転到し、豆子を置買し回郷するの

時、洋中にて陡かに大風に遭い、山南府喜屋武郡地方に飄到す。

水手吳祐

陳蘭

又、道光四年九月二十八日、朝鮮国全羅道海南州濟州島の難人

石珠

洪別

船戸黃聖巾等共に五名有り。太丁地方に往到し、海船を新造す。

洪聰明

林栽

還郷するの時、洋中にて陡かに逆風に遭い、本国属の大島地方に

蔡登

葉甚

飄到す。各々該地方官、収養して護送し、中山泊村地方に来到

洪來

洪天

す。均しく到るの日に、各々向例に照らし館に發りて安頓し、廩

林係

洪尚

餼・衣服等の項を給与す。部文内の奉旨の事理に欽遵し、収養し

洪甫

陳文

て解送す。

洪勝

陳軒

茲に特に都通事孫光裕等を遣わし、海船一隻に坐駕し梢役共に

洪郁

客商蔡標亮

六十七員名を率領し、前みて閩省に至らしむ。

李廷棟

黃智

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留

蔡英利

□応雄

して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府の礼字第二百三十

魏九

蔡世光

九号の半印勘合の執照一道を給發し、都通事孫光裕等に付し、収

魏媽顧

尤註

執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に

以上、共計三十八名

遇えば、即便に放行し、留難して遲滞するを得る母からしめよ。

被風の朝鮮国難人船戸黃聖巾

計開

舵工梁永沢

水梢金光福

被風の中國難商船戸洪振利

李源芳

李光福

出海林虞

親丁葉淵

以上、共計五名

阿班曾明

頭椗洪頓

護送都通事一員 孫光裕

人伴四名

舵寮洪咸章

杉板洪德

司養贍大使一員 呂崇憲

人伴四名

摠哺馮珪

押工陳觀

管船夥長・直庫二名

魏受祐 柳作楫

水梢共に五十五名

右、執照は都通事孫光裕等に附し、此れを准けしむ

道光五年（一八二五）八月初三日

注（1）摠哺 総哺とも。炊事係。

（2）呂崇憲 道光五年護送船の司養贍大使として福建に赴くが病故。

（3）魏受祐 道光五年護送船の管船夥長。